

2025年6月30日

保安管理業務における不適切事案の発生に伴う監督官庁への再発防止策等の報告について

一般財団法人東北電気保安協会

当協会が受託している保安管理業務のお客さまの点検において、点検項目の一部を実施していない等の不適切な事案が発生した件について、2025年5月30日付で監督官庁（関東東北産業保安監督部東北支部）より再発防止策等について報告を求められました。（2025年5月30日お知らせ済）

この度、確認された不適切事案の根本原因を分析し策定した再発防止対策をとりまとめ、監督官庁へ報告いたしましたのでお知らせします。

当協会では、不適切事案が発生したことを重く受け止めており、二度とこのような事案が発生しないよう、再発防止の取り組みを徹底してまいります。

なお、お客さまや社会からの信頼を損なう不適切な事案を発生させたことを重く受け止め、処分として、理事長及び専務理事は、役員報酬の20%を2カ月間、担当役員は役員報酬の10%を2カ月間辞退いたします。

以上

（本件に関するお問い合わせ先）
一般財団法人東北電気保安協会
企画本部 広報部
担当者：井上、鈴木
電話：022-748-0251